

平成29年度 奈良の木を使用した住宅への助成制度 説明会（4月19日開催）

質問に対する回答

※質問は、質問表に記載されたまま転記しています。

	質 問	回 答
1	補助金の総額を示してください。	<p>【予算額】 奈良県地域認証材使用住宅助成事業 1,000万円 奈良県産材使用住宅助成事業 1,050万円</p> <p>なお、事業別の交付申請状況については、昨年度同様、奈良県ホームページ（http://www.pref.nara.jp/item/81397.htm#itemid81397）に掲載します。</p>
2	今年度の交付金には、国の予算は入っていますか。（他の補助金との併用の件で確認したいです）	<p>国費は含まれておりません。（県単独補助金） 募集要項に記載しているとおり、他の補助金との併用は可能です。 ただし、他の補助制度側の併用に関する要件は、申請者において必ずご確認ください。</p>
3	提出書類が用意できれば、上棟予定日が何ヶ月先でも補助金の交付決定は受けられますか。（実績報告が提出期限までに提出できるとして）	<p>必要書類がすべて揃っていれば、申請することは可能です。</p>
4	変更交付申請書（13号様式）により変更可能な範囲について、減額申請として、「認証材の内装材→県産材の内装材」といった申請は可能ですか。	<p>地域認証材の申請から、県産材への変更申請はできません。</p> <p>「認証材の内装材→県産材の内装材」の変更の場合、一旦、利用辞退届（第14号様式）をご提出いただき、再度、申請してください。この場合（内装材の申請の場合）、申請書は工事完了予定日の20日前までに提出する必要があります。</p>
5	変更交付申請書（13号様式）により変更可能な範囲について、資料【様式記載上の注意】変更交付申請書（第13号様式）の説明にある、（など）の範囲としてどこまで認められますか。	<p>条件として、次の①②のいずれにも該当する場合に変更申請が可能です。</p> <p>①申請額の減額を伴う変更（増額を伴う変更は認めない） ②奈良県地域認証材使用住宅助成事業内での対象部材のみの変更、および奈良県産材使用住宅助成事業内での対象部材のみの変更</p> <p>なお、『地域認証材の「構造材および内装材の申請→構造材のみ」への変更』や『県産材の「構造材→内装材」への変更』などを想定しています。</p>
6	工事完了証明書（11号様式）について、資料【様式記載上の注意】の説明にあった、第1号様式【第2面】の「建築業者」欄が分かりません。	<p>第1号様式【第2面】に「建築業者」欄がないため、『申請書（第1号様式）【第2面】の「建築業者」欄と同じであること』を確認する必要はありません。</p> <p>資料【様式記載上の注意】を訂正し、再度、奈良県ホームページに掲載します。申し訳ありません。</p>
7	リフォームの場合について、築年数が古く、確認済証が残っていない場合、特定行政庁にて台帳記載証明書を発行していただき、それを提出すれば、確認済証にかえることが出来るか。	<p>ご認識のとおりです。</p>
8	リフォームの場合について、築年数が古く、現行の建築基準法に合致しない場合、「既存不適格」は対象外なのか。（例えば、接道条件、偏心率をみたしていない、等）	<p>原則として、現行の建築基準法に適合していることが補助要件となります。ただし、法改正以前に施工され、その後、増改築をしていないなど、確認申請義務が生じていない住宅について申請を検討される場合は、事前に奈良の木ブランド課（0742-27-7470）へご相談ください。（この場合、追加書類の提出を求める場合があります。）</p>
9	リフォームの場合について、築年数が建築基準法制定以前の住宅は対象外なのか。	<p>原則として、現行の建築基準法に適合していることが補助要件となります。ただし、法制定以前に施工され、その後、増改築をしていないなど、確認申請義務が生じていない住宅について申請を検討される場合は、事前に奈良の木ブランド課（0742-27-7470）へご相談ください。（この場合、追加書類の提出を求める場合があります。）</p>

10	リフォームの場合について、完了検査済でなくても、確認済であればよいのか。	ご認識のとおりです。申請時に確認済証の提出が必要です。
11	リフォームの場合について、増改築及びリフォームで申請不要な工事であれば、上記に関係なく、確認申請の写しは不要と考えればよいのか。	建築確認申請を要しない住宅等については、建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届（ただし、行政機関が受理したことを確認できるもの）の写しが必要です。 建築工事届出も不要の工事について申請を検討される場合は、事前に奈良の木ブランド課（0742-27-7470）へご相談ください。 （この場合、追加書類の提出を求める場合があります。）
12	所有者について、共同所有の建物でも、そのうちの1人が住めば対象となるのか。	実際に居住される方が申請してください。
13	建物の所有者が必ず住む必要があるか。また、親族所有の物件は不可か。	補助対象者は、「個人が自らの居住の用に供するために自ら所有する住宅」であるため、実際に居住しない親族が所有する住宅については申請できません。なお、賃貸住宅およびモデルハウスについても対象外です。
14	土地、建物、共に所有している必要がありますか。	本事業は、奈良県地域認証材または奈良県産材を使用して、「個人が自らの居住の用に供するために自ら所有する住宅」の新築、増築、改築又はリフォームにかかる費用について助成するものであるため、補助対象者は、住宅の所有者となります。 よって、土地の所有については問うことはありません。